

大分県報

平成三十年
第二九四六号
一月五日

(金曜日)

目次

告示 特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………一
土地改良法による換地計画の決定及び縦覧(県営事業)……………一
公 告 県営土地改良事業の工事の完了……………一

○告示

大分県告示第一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年一月五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 変更申請のあった年月日
平成二十九年十二月十三日
- 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 みんなのあおぞら
- 三 代表者の氏名
古 賀 周一郎
- 四 主たる事務所の所在地
大分市富士見が丘西一丁目四番四号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者や障害者が自立と相互扶助を基本理念に地域のなかで、生活できるように、生活支援事業や生きがい支援事業等を提供することを目的とする。

六 定款変更の内容 事業の変更

大分県告示第二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営中山間地域総合整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内
に知事に対し審査請求をすることができる。

平成三十年一月五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

地区名	縦覧期間	縦覧場所
香々地区見目工区	平三〇・一・五から 平三〇・一・二五まで	豊後高田市役所

○公 告

次のとおり県営土地改良事業の工事を完了した。

平成三十年一月五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名	着手年月日	完了年月日
県営中山間地域総合整備事業 (農業用排水施設整備) (豊後大野西部地区)	平二三・九・二九	平二九・三・三〇
県営中山間地域総合整備事業 (農業用排水施設整備) (大野東部地区)	平二一・九・三	平二八・一二・一
県営中山間地域総合整備事業 (暗渠排水) (大野東部地区)	平二一・一〇・一	平二六・五・一九